

# 広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務（以下「本業務」という。）
- (2) 目的  
本業務は、広島市立安佐市民病院の建替えに当たり、荒下地区に新設する新安佐市民病院（仮称）の基本設計を行うものである。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から330日間とする。
- (4) 選定方法  
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

## 2 担当課

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局安佐市民病院整備室（以下「安佐市民病院整備室」という。）

TEL 082-815-6792

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

## 3 全体スケジュール

内 容	日 時
公示日	平成28年10月28日（金）
参加申込期限	平成28年11月7日（月）午後5時まで
質問受付期限	平成28年11月14日（月）午後5時まで
企画提案書提出期限	平成28年12月22日（木）午後5時まで
1次審査	平成29年1月中旬（予定）
2次審査（公開） （プレゼンテーション及びヒアリング）	平成29年1月下旬～2月上旬（予定）
契約締結	平成29年2月上旬（予定）

## 4 参加申込

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式1）
  - イ 会社概要（様式2）、添付資料「事業者の概要に関する資料」（既存資料・カタログ可。）
  - ウ 共同企業体登録申請書（様式3）
  - エ 委任状（様式4）
  - オ 共同企業体協定書（様式5）
  - カ 広島市税の納税証明書（写しでも可。）  
「平成〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日3か月前の日以降のものに限る。）  
すべての構成員分を提出すること。広島市への納税義務のないものにあつては、その旨の申立書（別紙）を添付すること。
  - キ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可。）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか。）の写し。〔電子納税証明書は不可。〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

すべての構成員分を提出すること。

ク 設計業務の業務実績調書（様式6）（受託した業務の契約書、仕様書及び履行完了を確認できる書類の写しを添付すること。）

ケ 誓約書（様式7）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

公示日から平成28年11月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

前記2に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 結果通知

提出された参加表明書等により資格確認を行い、参加資格の有無を文書で通知する。

## 5 質問の受付及び回答

(1) この実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 期間

公示日から平成28年11月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出書類及び方法

質問書（様式8）を前記2の担当課に、電子メール（Word形式）で提出し、送信後到達を電話確認すること。また、質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、前記4(6)により、参加資格を有すると確認されたすべての者に文書で通知するとともに、病院機構ホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載する。

## 6 施設整備計画

(1) 整備概要

ア 敷地面積：約40,000㎡

イ 建築面積：約15,000㎡

ウ 延床面積：約40,000㎡（医療機能部分のみ）

別途、食堂、アメニティモール、地域開放スペース等を想定

エ 構造：鉄筋コンクリート造・鉄骨造

オ 階数：地下1階、地上5階建て程度

カ 病床数：450床（救命救急センター：19床、その他の一般病床：431床）

※集中治療室（ICU）は10床、高度治療室（HCU）は20床程度を想定

キ 診療科目：32科目（現状と同じ） 手術室：13室程度を想定

ク 付設駐車場：約1,000台（医療スタッフ用を含む）

ケ 付属施設：患者・家族等宿泊施設、医師住宅、医療スタッフ宿舎、院内保育所、ヘリポート

(2) 周辺道路整備計画

周辺道路の整備は、県道宇津可部線の拡幅、安佐北3区128号線の拡幅、太田川堤防道路の整備、可部バイパスの4車線化（国に前倒し実施を要請）などを予定しており、これらの道路からの交通アクセスを考慮する。

## 7 施設整備方針

- (1) 高度・急性期の“いざ”の医療を提供する病院づくり  
三次救急医療機能の充実を図るため、市北部地域に未整備の救命救急センターを設置する。救命救急センターの病床数は19床を予定し、ヘリポートを整備する。また、救急患者の受入れの増加等に対応するため、手術室や集中治療室（ICU）・高度治療室（HCU）を増設する。
- (2) 災害時の”いざ”に対応できる病院づくり  
災害発生時でも継続的に医療を提供できるよう、電気や上下水道などのライフラインを多重化する。被災傷病者の受入れスペースや災害備蓄倉庫も整備する。また、地震が発生した場合に、施設や医療設備などの被害を最小限に抑える「免震構造」を採用する。
- (3) へき地医療拠点としての病院づくり  
北部地域の医療を支援するため、医師の派遣を拡充するとともに、遠隔診療支援WEB会議室の整備や、医師の確保・育成、医療スタッフに対する研修機能等の充実を図る。また、市・県域を越えた患者の受入れを拡充するため、宿泊施設を整備する。
- (4) 安全で安心な病院づくり  
年齢や障害の有無に関わらず快適で利用しやすいユニバーサルデザインの考え方にに基づき、プライバシーやセキュリティーに配慮した施設を整備する。良好で快適な療養環境や待合スペースを確保する。  
来院者と医療スタッフの動線を分けることや、感染症の疑いのある患者を隔離できる室を整備して医療安全の向上を図る。  
駐車場や隣接するJR駅舎からの連絡通路などを整備し、利便性の向上を図る。
- (5) 環境に優しい病院づくり（エコホスピタル）  
建物の高断熱化、2重窓や従来の複層ガラスに比べ断熱性能が高い「Low-eガラス」を採用して空調負荷等の低減を図る。  
また、自然エネルギーの積極的な活用により、化石燃料などから得られるエネルギー消費量が概ねゼロとなる建築物「ZEB」の実現を目指す。
- (6) 医療スタッフが働きやすい病院づくり  
業務効率の向上を図るとともに業務負担を軽減するため、医療スタッフ動線の短縮化を考慮することや、効率的な搬送設備を導入する。  
また、医師住宅、医療スタッフの宿舎、院内保育所、魅力ある食堂や休憩所、更衣室、図書館などを整備する。

## 8 本プロポーザルで求める提案

病院機構ホームページ (<http://www.hcho.jp/>) へ掲載している「広島市立新安佐市民病院（仮称）整備基本計画」を踏まえ、以下の4点について企画提案書を作成すること。

なお、提案に当たっては必ずしも基本計画に拘束されるものではない。

- (1) 新安佐市民病院（仮称）整備基本計画を踏まえた敷地利用計画を含む全体計画の提案
- (2) 医療需要の変化・医療の高度化に対応する施設整備の提案
- (3) 各部門の施設整備の提案
- (4) その他の設計者としての提案

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ア 配置予定技術者調書（様式9）
  - イ 業務体制（様式9-1）  
本業務を受託した場合に担当する技術者の人数を記入すること。
  - ウ 参考見積書（様式10）、内訳書  
基本設計業務、実施設計業務及び工事監理業務に係る参考見積書を提出すること。ただし、

基本設計業務については、内訳書を提出すること。

エ 企画提案書の表紙（様式 1 1）

オ 企画提案書（様式 1 2）

(2) 提出部数

- ・配置予定技術者調書 1 部
- ・業務体制 1 部
- ・参考見積書及び内訳書 1 部
- ・企画提案書 正本 1 部
- ・企画提案書 副本 3 0 部
- ・企画提案書の電子ファイル（CD-R） 1 部

(3) 作成方法等

ア 提案者名（商号又は名称、代表者職・氏名）の記載と押印は正本の表紙のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

イ A 4 版縦、横書き、左綴じとする。様式 1 2 については、所定様式によらなくてもよいが、A 3 版 2 枚以内で作成すること。なお、様式 1 1 及び様式 1 2 については、折込みをせず A 3 版のままとする。

ウ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述することとし、文書を補完するための図・イラストを用いてもよいものとする。

エ 企画提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(4) 提出期間

参加表明書を提出した日から平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

(5) 提出場所

前記 2 に同じ。

(6) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 10 審査

(1) 審査委員会

企画提案書の審査は、「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

〔審査委員〕

氏名	所属・職名等
香川 寛治	広島市都市整備局指導担当局長
筧 淳夫	工学院大学建築学部 教授
影本 正之	地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長
川添 泰宏	広島市健康福祉局長
小菅 瑠香	帝塚山大学現代生活学部 准教授
下中 奈美	弁護士
立岩 薫	広島市安佐北区長
土手 慶五	地方独立行政法人広島市立病院機構 安佐市民病院副院長（建替え担当）
中野 真寿美	地方独立行政法人広島市立病院機構 安佐市民病院副院長（看護部長）
林 行成	広島国際大学医療経営学部 教授
平林 直樹	地方独立行政法人広島市立病院機構 安佐市民病院長
吉中 邦彦	公認会計士

(2) 審査方法

選定は、二段階審査方式で行う。

ア 一次審査

提出された企画提案書の内容を審査し、二次審査を受ける者を選定する。審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

イ 二次審査

アにより選定した二次審査を受ける者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施し、企画提案書の内容を含めた総合的な審査を行い、最優秀者及び次点者を決定する。

なお、プレゼンテーション等は、提出した企画提案書により行うこととし、資料の追加配布や差し替えは認めない。

(ア) 実施日：平成29年1月下旬～2月上旬(予定)

時間、場所等の詳細は、対象者に文書で通知する。

(イ) プレゼンテーション等は公開とする。

(ウ) 審査結果は、すべての対象者に文書で通知する。

ウ 結果の公表

最優秀者及び次点者の名称、企画提案書及び審査経緯、並びにその他の提案者の企画提案書及び審査経緯を病院機構ホームページ (<http://www.hcho.jp/>) で公表する。

(3) 企画提案書の審査基準

評価項目	評価事項・評価の視点
課題に対する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 的確性 事業の目的、施設整備方針、施設整備計画との整合性がとれているか。</li> <li>・ 創造性 工学的知見に基づく創造的、独創的な提案がなされているか。</li> <li>・ 実現性 提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか。</li> </ul> <p>等を考慮して総合的に評価する。</p>

11 契約の方法

(1) 最優秀者として決定された者を受託候補者とし、随意契約により、契約を締結する。なお、最優秀者との随意契約が不調となった場合は、次点者と交渉する。

(2) 設計に関するその他与条件については、別添の「広島市立新安佐市民病院(仮称)基本設計業務仕様書」を参照すること。

(3) 最優秀者が正当な理由なく契約を締結しないときは、契約予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構に支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない優先交渉権者を病院機構における入札に参加させない措置を講じることができるものとする。

(4) 契約の条件は、別添の「契約書(案)」のとおりとする。

(5) 契約に当たっては、別添の「契約保証金の納付について」のとおり、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとし、契約締結日までに契約保証金の納付又は金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結(以下「保証等」という。)に係る証書の提出をすること。契約時及び変更契約時のいずれも契約保証金(現金)と保証等の併用はできない。

## 12 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出、並びにヒアリング等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、選定に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書（様式12）は、受託候補者の特定後、最優秀者及び次点者に限らずすべてホームページ等で掲載する予定としているが、特定（次点も含む）されなかった企画提案書の掲載を承諾しない場合には、その旨を企画提案書（様式12）に明記すること。
- (7) 参加表明書及び企画提案書は、提出期限後の差し替え、再提出を認めない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、失格とする。  
また、管理技術者は、死亡、退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、変更できない。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者選定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格とする。
- (10) 本業務は、意匠の分担業務分野を除き、再委託できるものとする。
- (11) 本業務の受注者及び協力を受ける他の設計事務所（以下の資本面又は人事面において関連のある者を含む。）は、本件業務等に係るコンストラクション・マネジメント業務及び建設工事の入札に参加し、又は当該工事等を請け負うことができない。

[資本面又は人事面において関連のある者]

「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう

- (12) 本業務の受注者が誠実に本業務を履行した場合には、今後発注する実施設計業務における随意契約の相手方とすることがある。その場合の契約金額は、本件契約の落札率を参考にしながら協議するものとする。